

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の「見える化要件」

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善については「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月に消費税引き上げに伴う報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても加算算定を行っております。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件」

この加算取得のためには、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

- 1 現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- 2 職場環境要件について、複数の取り組みを行っていること
- 3 賃金改善以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「福祉・介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算取得状況

「処遇改善加算Ⅰ」「特定処遇改善加算Ⅰ」

「見える化要件」とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件についての具体的な取り組み内容を「情報公表制度や自社ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表すること」が求められています。

「職場環境等要件」について

入職促進に向けた取組

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備
 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの構成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善